

---

◎発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第1号、平成26年4月30日、白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議1-2をお開きください。白老町議会委員会条例の一部を改正する条例。

白老町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中7人を7人以内に改める。

附則、この条例は平成26年5月1日から施行する。

以上であります

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私も辞任を承知いただくまで議運やっていたので十分承知の上でお聞きいたします。

まず白老町議会は円滑な議会運営の必要性から会派制をとっていますが、ご承知のとおりあくまでも会派制は任意性であります。このことを前提について伺いますが白老町議会運営基準の第10章で議会運営委員会の委員構成について、委員は原則として各会派の委員数の比率により選出することになっています。会派が解消されたことによって残された3会派から委員が選出されることになると思いますがけれども、ただいまの条例改正の一部改正案では委員の定数が7名以内とこうなっていますけれども、7名以内としたあるいは7名以内となった根拠について伺います。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

この議会運営委員会を設置したときには全議員の定数が20名でございました。そういう中で7名という規定をしたわけですがけれども、現状の状況ではこれがなじむかどうかということは議会運営委員会でも議論があったところがございます。そういう中で今の状況でいくと委員外議員の皆様をきちんと議会運営委員会に招集いたしますと残る会派から7名の議員を選出すると残る議員の方は1名でございます。これは実情に全く合わないということの議論もございまして7名以内とし、こ

これは産業厚生常任委員会及び総務文教常任委員会も7名以内となっております。そういう形の中で7名以内が適当であろうという判断をし、今回につきましては当然今お話あったように会派の中で選んでいるということでございますので補充をしないで今後議会運営委員会を運営するというようなことで、こういう根拠にし結果としてこういう形にしたということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ただいまの7名以内という根拠等々については理解いたしました。前段私も申し上げましたけれども、そういう立場にいましたので十分理解した上でもう一回質問しますけれどもこれはあくまでも確認の意味でございます。今後の議会運営のあり方等々についてです。委員長の方にもお聞きしたいと思いますけれども、4人の議員が会派を解消したことで議員の3割が無会派となってしまっております。これは私も含めて、るるありますけれどもそれはさておいて、そこでこれまで5会派で議会運営を運営し物事あるいは方向性を決めてきました。今後はただいま申し上げましたように3会派で決めたことが議会運営委員会での決定事項となると私は思いますけれども、そういう形の理解でよろしいかどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 大淵です。今本会議での議論ですけれども当然議会運営委員会はこの決定をしたときにも前田委員、西田委員には招集をしております。ご欠席をされております。ぜひそういう意見を議会運営委員会の中でお話をさせていただければ非常に幸いだったと思っております。これが1つ。

もう1つ、今回の趣旨でございますけれども当然議会運営基準、会議条例に基づきまして議会運営委員会の中できちんと決定をし今後の議会運営を行うということでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございますか。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。ただいま同僚議員から議会運営委員会の委員構成及び会派等について質問がありました。関連してお聞きしますがまずその前に民の会の会派解散の理由について一言申し上げておきたいと思っております。3月25日の予算審査特別委員会において一般会計予算案に対する組み替え動議提出者、きぼう、前田、賛成者、民の会、松田連名で5日前に会派了承のもと提出したが及川議員は採決当日、直前に予算組み替え動議案に反対、私たちは翻意を重く見て、きぼう、前田氏は今後の行動を共にすることは困難と政治判断、会派解散を決意されました。私どもの解散理由は議会人事の先例によって。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員よろしいですか。会派を解散する理由ということは今この場で皆さんにお話するというようなことは何も必要がないというか求めておりませんし、あくまでも質問をしていただきたいと思っております。今の発議第1号に対しての質問をしていただきたいと思っております。

○5番（松田謙吾君） それを今するのだけれども、前もって会派の状況をお話しておきたいということで話しています。次にそれをお話いたします。

○議長（山本浩平君） 手短にお願いいたします。

○5番（松田謙吾君） 1つの理由は私どもも及川議員の副議長推薦した責任がある、こういうことで会派の解散の1つの理由です。

それからもう1つの理由は財政再建中の健全化目標数値の収支均衡が図られない状況にあり、予測しきれなかったことが財政悪化になったとして戸田町長が私的で北大の宮脇教授で財政運営全般について意見を求め、結果町財政は持続できる状況ではなく将来に向けて破産状況にある、財政再建の危機意識が乏しすぎると現状認識の甘さを指摘、一刀両断に厳しい提言であり、そのことは議会に向けた生の声として受けとめなければならない。よかれとして借り入れた第三セクター債の負担が影響を及ぼし財政圧迫の要因の1つバイオマス事業導入は当初から無理な計画と指摘され、25年11月2日完成した第3商港区は日本製紙が使う考えはないと報道されても議会として危機感を持ち一枚岩となって行政責任のチェック、町政運営に。

○議長（山本浩平君） 発議第1号に対する質問をお願いします。

○5番（松田謙吾君） はい、今やります。そんなことで私は議会が十分に財政状況のチェック機能がなされていない、これが大きな理由で私たちは解散をしたことを申し上げたかったのです。

それで発議についてです、議会運営基準の2節、委員会及び会派等での7-3についてであります。今回4名という議員比率で約3割の議員が無会派議員となりました。私からいうのもなんであるが過去には前例のないことであります。そこで聞くのですが7-3では会派に所属しない議員1名がいる場合は当該議員の出席はできるが発言は原則として認めず採決に加われないとなっている。私も承知しているのですがこの点について議会運営委員会では何か議論されたのか、されなかったのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 当然この件については議論されました。これは議会運営基準の中で先輩議員含めて今までの経過の中でこういう決め事を全体として合意のもとに決めてきたということでございますのでこういう形で今後運営を進めさせていただくということでございます。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 2問目なのですが同じ節の8で次の場合に各会派代表会議を開催することができるという規定があります。その中の②でその他議長が必要と認めるときは会派代表者会議を開催できることになっておりますが、今回会派解消されたことで会派代表者会議はこれまでのように総意とならず3会派のみで各会派代表会議となるが、今後の各会派代表者会議の取り扱いはどのように運営されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 先ほど13番、前田議員の質問の中で全体のうちの3割が無会派になっているというお話もございました。ただ白老町議会は会派制という仕組みをとって運営をしておりますし、現在もそれは継続をしているところでございます。ですから今後の議論の中で例えば議会運

営委員会の中で会派制云々というような話が出たときはそれは真摯に取り扱わなければならないと思っておりますが、現在白老町議会は会派制をとっておりますので仮に5会派から3会派になったとしたとしても必要に応じて私は会派代表者会議を招集いたしたいとこのように思っております。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 今後の議会運営は残り3会派で行われるがこのことは私はもちろん承知の上であります。議運の委員長として先ほど私が申し上げた議会のチェック機能が甘くされていると、先ほど言いたかったのはその部分だったのです。私はそういうことで今後の会派のあり方を委員長はどのように考えて今後運営されていくのか。このことをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 大淵紀夫議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） これは議会運営委員会全員が考えることでございます。当然我々は今お話がありましたように会派制をとるということで全会派がきちんとできてその上で今まで2年半活動してきたわけでございます。それはもう会派に属した方も十分です。ただ会派を離脱されるか解散されるかこれはそれぞれの自由でございますので我々が云々という資格のものではございません。ですからそういう中ではこのルールにのっとりきちんと、少なくともあとの会期中はこのルールにのっとり議会運営委員会の中で議会運営のことについては考えていく、これは当然のことだというふうに我々は考えております。私個人としても同じような意見でございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第1号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。